

第 160 回練馬区緑化委員会 会議の記録

環境部みどり推進課

- 1 日 時 令和元年 8 月 30 日（金）午後 3 時～
- 2 場 所 練馬区役所 西庁舎 7 階 第一委員会室
- 3 出席者 会 長：金子忠一
副会長：横田樹広
委 員：藤崎健一郎 佐藤留美 小川けいこ
西野こういち のむら説 倉田れいか
やない克子 植松正一 中野弘明
石川寿生 中山幸治 富岡康雄
新堀桂三 谷口光男 木内幹雄
佐々木尚貴
理事者：都市農業課長 環境課長 都市計画課長
開発調整課長 道路公園課長
事務局：環境部長 みどり推進課長

- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者数 0 名（傍聴人定員 10 名）
- 6 次 第 1 開会
2 審議
(1) 保護樹林の新規指定について
(諮問第 201 号)
(2) 保護樹林の一部指定解除について
(諮問第 202 号)
(3) 保護樹林の指定解除について
(諮問第 203 号)
3 報告
(1) 保護樹木の新規指定について
(2) 保護樹木の指定解除について
4 その他
5 閉会
- 7 会議内容

みどり推進課長 皆様、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私はみどり推進課長の脇と申します。開会まで進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

初めに、今回、新たに委員となられる方がいらっしゃいますので、環境部長の古橋から机上配付しました委員名簿順にお名前を紹介させていただき、委嘱に代えさせていただきますたいと思います。

環境部長

環境部長の古橋でございます。

私から、新しく第 20 期練馬区緑化委員会委員となられた方をご紹介します。

(新委員の紹介)

環境部長

ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひします。

引き続きの委員、区理事者については、恐れ入りますが、机上の名簿にてご確認ください。よろしくお願ひします。

みどり推進課長

それでは、開会に当たり、事務局から委員の出席状況を報告します。

ただいまの出席委員は 18 人です。委員 22 人の過半数が出席していますので、当委員会は成立しております。

会 長

皆様、こんにちは。

第 160 回練馬区緑化委員会を始めさせていただきます。

今日はあいにくの雨ですが、夏のシーズンを迎えますと、緑のありがたさを皆さん実感されたことではないかと思ひます。その緑に関する委員会ということで、本日もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、審議に入る前に事務局から資料の確認をお願ひします。

みどり推進課長

(資料確認)

会 長

本日は、次第にありますように、審議案件 3 件、報告事項 2 件となっています。

それでは、次第の 2、審議事項の諮問第 201 号「保護

樹林の新規指定について」の審議に入ります。
事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長 （資料1説明）

会 長 ありがとうございます。
ただいま事務局よりご説明いただきましたが、ご質問、ご意見等がありますか。
確認です。今ご説明がありました、緑の部分はいくつか分散していますが、一団の緑地として扱うという理解でよろしいでしょうか。

みどり推進課長 先ほどご説明しましたが、今回、管理組合から一括としての指定というご意向もありました。みどり推進課として、それぞれ一つひとつを見ましても、いわゆる保護樹林としての指定に必要な面積を満たしていますので、一括のものとして、指定をさせていただきたく本日お諮りしています。

会 長 ありがとうございます。
委員の皆さんからは何かありますか。

A委員 こちらは非常に貴重な緑地で、管理組合からのお申し出になるのかと思います。こちらの指定に当たって、非常に高齢化もしてきていて各所で課題があったり、組合の方でも悩んでいらっしゃるのですが、そういったお声やご相談などはあったのでしょうか。

みどり事業係長 申請がありましたときに、やはり委員がおっしゃるように、マンションの方が高齢になってきて、なかなか自分たちだけで管理をすることが大変になってきていることでした。区にこういう制度があるということで、積極的に利用していきたいということと、あわせて団地としてはこの状態を将来にわたって維持していきたいという強いご要望がありました。

A委員 ありがとうございます。
指定というのはまず第一歩だと思います。その後の管

理についても、例えば、団地であれば団地の住民の方々がこういった緑地を一緒になって管理に参画するなど、要は、デメリットとメリットが緑地にはあるので、住民の方々がデメリットだけ感じていてはこういう緑地の保全はなかなか難しいだろうと思います。維持管理を継続的に行うことは難しいかと思います。ソフト的なこととなりますが、ボランティア的なことや、住民参加でマンションのこういった緑地を管理している事例もあります。区やみどりのまちづくりセンターなども関わってこられるかと思います。そういうご紹介や何らかのアクションも、つなげていただけるといいと思いました。

みどり推進課長 ありがとうございます。

今、委員からご指摘がありました。まず申請のきっかけとして、みどりのまちづくりセンターからの情報提供等もありまして、今回の申請につながったということです。

ご指摘のように、地域の住民の方にも参加いただけるような取組が、これから緑を残していくうえで、一つの大きな課題だと考えています。区としてもそういった取組を進めていけるように検討して頑張っていきたいと思っています。

会 長 他にはいかがでしょうか。

それでは、特にご意見がないようですので、お諮りしたいと思います。

諮問第 201 号「保護樹林の新規指定について」は、適当と認めてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい、ありがとうございます。諮問のとおり決定したいと思います。

それでは、審議事項の二つ目になります。諮問第 202 号「保護樹林の一部指定解除について」の審議を行います。事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長 (資料 2 説明)

会 長

ただいまのご説明について、ご質問、ご意見等がありますか。

A 委員

非常にまとまった緑地ですので、非常に残念だと思います。民有地ということで仕方がないところはあるのですが、マンションを建てるときに、こういった既存の緑地を残していく、一部を残して逆に資産価値を高めていくような取組など、何かそういったことにつながるきっかけやヒントも伝えていければいいと思います。

例えば、全部更地にしてやらなければいけないということだけではなく、何か方策を、区として情報を提供していく。保護樹林をお持ちの方はいつも、いつ相続が起こるか、開発に向けて進むかということがあると思います。そういった情報も一緒に提供できるような機会やきっかけなどがあるといいと思いました。意見ですが、述べさせていただきます。

みどり推進課長 ご意見ありがとうございます。

私どもとしましても、解除の申請を受けた場合については、なるべく伐採の面積が小さくなるようになど、マンション等は難しいかもしれませんが、具体的な区としての建て直した場合の緑化等の指導など、そういった制度について、ご案内をしていくことで対応を図っているところです。

開発調整課長

今回のこの申請に当たっては、まちづくり条例に基づき協議がなされています。

当然、みどりを愛し守りはぐくむ条例のなかでも、伐採等の届け出をされた際には、移植ないしは代替植栽ということで、緑化については求めているところです。

可能な範囲で残せないかという協議もさせていただきましたが、全体を土地利用するという、また北側の線路沿いについては、今、一般の方が通行できるような通路となっている部分もあります。この部分を残していただくことも必要かということで、今回、伐採を承認する形になっており、代替植栽も含めて協議を進めているところです。

会 長 他にいかがですか。

B 委員 質問ですが、これは神社の土地ですか。それとも隣接する土地ですか。所有が神社だったわけですか。

みどり推進課長 こちらについては、武蔵野稲荷の境内地ということになっています。

B 委員 マンションは神社の所有なのでしょうか。

みどり事業係長 所有者の方からはマンションを建設したいというお話を伺っています。区の方では、土地ごと全部を不動産の方に売ってしまうのか、それとも自らマンションを建てるのかまで深くは把握していません。

B 委員 土地そのものは神社の所有だったということですね。ありがとうございます。

会 長 他にはいかがでしょうか。

今、話がありましたように、緑化指導がなされると思いますが、なるべく緑が残るようにしていきたいと思います。片方では、こういう寺社の緑というものは、我々は、どうしても半公共的な緑としてかなり担保性が高いと期待している部分があるかと思えます。終局は私有地ですので、なるべく残るようにしていく方策を考えられればと思っています。

それでは、お諮りしたいと思います。諮問第 202 号「保護樹林の一部指定解除について」の審議については、やむなしということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは諮問のとおり決定したいと思います。

続きまして、次第の審議事項の三つ目、諮問第 203 号「保護樹林の指定解除について」の審議を行います。

事務局より説明をお願いします。

みどり推進課長 （資料3説明）

会 長 ただいまご説明がありました。ご質問、ご意見等がありますか。

C委員 この資料3についてというよりは、全般についてのお話なのですが、保護樹林が諮問事項というのは条例に基づいてということですね。

みどり推進課長 この保護樹林の指定および指定解除についての諮問は、現在、練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例の規定に基づいております。この委員会の意見を聞いたうえで指定解除するということになっていきますので、それに基づいてお諮りをしているものです。

C委員 以前、私が緑化委員会に入っているときに、保護樹木についても諮問していたわけですが、そのときも報告事項でいいのではないかとということで、おそらく条例を改正していると思います。この保護樹林についても、諮問ではなく報告という形は、条例改正をすれば可能ですね。

みどり推進課長 今、委員からお話がありましたとおり、この条例については、平成26年に改正をかけており、それ以前は、現在、報告事項としているものについても、全て諮問という形になっていました。

こちらについて、今、お話がありましたとおり、諮問から報告にするということは、例えば、この委員会での皆様のご意見がまとまったうえで、当然、区議会のご意見も聞かなければいけません。ご意見がまとまるなかで、例えば、別のなるべく守ってもらう方策、働きかけの方法もセットで検討しなければいけないとは思いますが、条例を改正できないということはありません。

C委員 もちろん、この緑化委員の皆様のご意見を伺うということとは重要だと思っておりますし、報告事項としても同じように意見はお伺いするわけです。なぜ申したかということ、保護樹木を報告事項に回して、保護樹林だけ諮問に置いておくということも、やはり保護樹林も保護樹木も

同じですし、基本はやはり民地の緑なので、相続があったときに、いくらこちらが守ってほしくても限界というのがあります。

そういったなかで、保護樹木や保護樹林に、多少の補助が出ていてもほんのわずかな話で、保護していただいている持ち主の方は、本当に大変な思いをして守っていらっしゃると思います。ですが、この諮問機関に、一度かけてしまうと、ここを通さないと解除できないのでは、結構、精神的にも重くなっている部分があります。保護樹林、保護樹木に対して、もう少し気を楽しみ気持ち軽く、守っていただいたほうがいいのかといろいろな地域を回っていて思いました。守るという観点は一緒ですし、緑化委員の皆様のご意見を聞くことも一緒なのですが、この諮問というものを外して、保護樹林についても保護樹木同様、報告事項の方でいいのではないかと、議会の私の会派ではそういう意見です。一応そういう意見があったということでご検討いただければと思います。

緑を大切にというところは変わりません。

みどり推進課長 今、委員からご意見を賜りました。

今回の諮問の案件についても、例えば、タイミングによっては次の委員会開催までの期間が空いてしまう場合もあり、地権者、所有者の方からさまざまなご意見をいただいているところです。

こちらについては、ただいま委員からご意見をいただきましたので、会長と協議させていただき、まずは、他区の状況といった資料を検討の素地としてお示しすることを考えております。

C 委員

課長からおっしゃっていただいたことを、私も言いたかったので、今後、会長とご協議をお願いします。相続のタイミングはいろいろあって、何年何月までに全部書類を交わして、銀行との金銭的なやりとりもしなければいけないのに、緑化委員会が開かれないうちに、この解除ができずに間に合いませんというご相談事があったのです。そういうことで迷惑をかけてしまうと、今後、新たに保護樹林や保護樹木にしたいといったときに、いや、そういう自由がないのではというような話になってし

まうと、本末転倒になってしまいます。そういったことも含めて、ご検討いただきたいと思います。

みどり推進課長 ただいまの委員の意見を含めまして、会長とまずお諮りして、この委員会で少し検討できる形で考えていきたいと思いをします。

A 委員

今のご意見について思うことです。もちろん、ここで諮問ということになると確かに重く、また諮問といっても、ここでは解除を取りやめてもらいたいということも言えません。確かに民地ですし、ご事情があり、時間的なこともあるので、私もここで諮問する、諮問しないということについては、特に意見はないのですが、その分、諮問するにしても報告になるにしても、やはり解除になることには結果として変わりがないのかということになります。その前に樹林や樹木をお持ちの方は、非常にいろいろな課題や悩みも抱えていらして、かつご先祖様からの縁を自分の代でという非常に精神的な重荷もあるので、そこを何らかの形でカバーをしていくような施策や取組といったことを充実させていくところに重きを置いていただけるとよいと思いをします。

みどり推進課長 ただいまのご意見を含めまして、会長と協議させていただきまして進めていきたいと思いをします。

会 長

ただいま、保護樹林の指定解除に係る審議上の取扱についてのご意見がありました。まずは、本日のこの諮問の樹林地の指定解除について、確認したいと思いをします。他にご意見がありますでしょうか。それでは、まずは諮問第 203 号の「保護樹林の指定解除について」はやむなしということによろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは諮問のとおり決定したいと思いをします。

それからもう一点、今、ご意見がありましたように、保護樹木の指定および指定解除については報告事項で

扱っていますが、保護樹林についても同様に報告でよいのではないかというご意見がありました。本日、これについて審議することではありませんが、今、ご提案があったことについて、何かご意見等ありますでしょうか。

D 委員

C委員の話はごもっともだと思いますが、ただ何でも報告だけということになるとどうでしょうか。諮問というのも固いし、意見の分かれるところだと思います。

報告だけということになれば、区役所との話し合いは必要なのでしょうか。後で報告するという話でしょうか。報告だけというのは、区役所と相談しなくていいということではないのですよね。

みどり推進課長 今、諮問している案件について報告だけにするに当たっては、これはまだ事務局としての考えということでご理解いただきたいのですが、単に報告すればいいということではなく、事前に届け出などはいただくような形にさせていただきます。先ほど、まちづくりの部署からもお話がありましたが、お話をいただいたときに、その都度、なるべく残せないか、区の制度の紹介を含め、仮に諮問をなくしたとしても、当然、そういう方向で行っていかうと考えているところです。

会 長

他にいかがでしょうか。

これは、事務局で手続の事をもう少し精査していただくことが必要かと思いますが、基本的には、ご意見がありましたように、保護樹林指定の申請を多くの方がなるべくしやすくするという趣旨は、とても大事なことかと思えます。

ただ、片方で煩雑に申請して、すぐに解除ということもなかなか大変かと思えますので、ある程度、一定期間指定されたことをもって補助をするなどという仕組みも必要かと思えます。その方向で、事務局に手続上のことを精査していただき、どう扱うかについては、次回以降の委員会でご審議いただくということによろしいでしょうか。

それでは、保護樹林の指定解除の取り扱いについては、事務局でご検討いただくということにさせていただきます

いと思います。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして報告事項に入りたいと思います。
2件ありますが、まず保護樹木の新規指定について、事務局よりご説明をお願いします。

みどり推進課長　それでは資料4をごらんください。

保護樹木の新規指定についての報告となります。こちら、前回の開催以降、5月27日から8月19日までのものとなっております。こちらは件数が多いので一覧表をおつけしています。具体的な説明については、みどり事業係長からさせていただきたいと思います。

みどり事業係長　（資料4説明）

会　長　　ありがとうございます。

審議案件にもありましたが、一団地の中で分散していても、一団の樹林地として扱う場合もあるということですが、今回の場合には、面積基準がそこに満たなかったという理解でしょうか。

みどり推進課長　今、担当からご説明しましたが、今回、団地の街路樹のように並んでいるのですが、間隔が空いているということがあります。保護樹林については、一定の樹冠投影面積等があるということ、300㎡以上の面積を基準としていますので、それに満たなかったものです。保存の意向がありましたので、制度として保護樹木の指定をご案内し、今回、申請していただき、指定をしているものであります。

会　長　　ありがとうございます。

今の補足説明を含めまして、ご質問等ありますか。

C委員　　一つ確認ですが、保護樹木の新規指定はありがたい話なので、どんどん増やしていただきたいのですが、このところ、台風で倒木など、けっこう事件が起きています。車の上に倒れたなど、この辺では豊島園でも倒れていました。

この写真を見ると、大木が本当に多いので、保護樹木

とするとき、きちんと調査をしっかりとしてから指定していらっしゃるのですか。

みどり事業係長 保護樹木の指定をするに当たり、職員が必ず現地に行き、樹木の生育状況、病気になっていないか、具体的にはきのこや何かが生えていないか、腐りや空洞がないか、生育が弱っていないか、一本一本を確認しています。しかも今回は申請をするに当たり、樹木の専門家を団地の方でお呼びになっていました。樹木の専門家の立ち会いのもと、なかには幹周りは達しているのですが、これは病気になっているから、指定には当たらないのではないかというような話も、現地ですべていただきながら、将来、健全に生育が見込めるものを指定させていただきました。

C 委員 きちんとやっていただいていると思ったのですが、写真を見る限り、少し剪定して整理した方がいいのではないかという樹木も含まれています。このところ集中豪雨や台風のたびに必ずとっていいほど倒木しているので、保護樹木にしました、倒木して人に迷惑かけましたでは話にならないので、選定したときは状況を見て、伐採が必要であれば、そういう指導を含めて、ある程度の責任を持って今後もやっていただければと思います。

みどり推進課長 ご指摘いただきまして、ありがとうございます。

当然、安全それから事故がないようにというところも重要な観点と思っています。また、何かあったときの保険も制度として整えています。いわゆる維持管理の補助だけでなく、万一の際についても、区として対応していくということで、ご意見いただいた方向で取り組んで進めてまいります。

会 長 他にありませんか。

E 委員 今、職員の方が選定をされてということだったのですが、今回、22本が指定に上がっています。実際に、所有者の方からの最初の申請は何本あったのか、その調査をして、そのうち伐採の必要があるかどうかというような

お話がありました。そういう樹木が実際に何本あったのかなどがわかれば教えていただけますか。

みどり事業係長　今回は、まず申請の前段階として、申請したいという事前のお話がありました。その時点で、先ほどご説明しましたように、職員と相手方と同席されていた樹木の専門家と三者で立ち会いをしまして、この木は申請に値する、しないということをその場で判断してきました。そのため、全体の本数を把握したうえでやっているわけではありません。

E 委員　　そうすると、この住宅の所有者の方が全体の樹木を健康状態も含めて審査をしながら、最終的には 22 本の申請をなさったという考えでいいですか。

みどり推進課長　おっしゃるとおりの形で申請をいただいております。

E 委員　　ありがとうございます。

会　長　　他にありますか。

B 委員　　保護樹木としての場合と保護樹林の場合とで、どういう違いがあるか知りたいです。こちらの参考資料を見ますと、保護樹林だと維持管理費が出るけれども、保護樹木だと出ないとあります。それから、22 本の場合の剪定の費用が、樹林にしてしまうと上限が 100 万円になり、保護樹木だと 22 本の 5 万円で 110 万円です。個別にした方が有利になるということも出てきそうですが、その辺はどんな整理になっているのでしょうか。あるいは、他の保護樹林としてあるところを一本一本にばらした方が剪定費用が多く出るということにもなりそうなので、どんな基準になっているのかと思いました。

みどり事業係長　メリット、デメリットはそれぞれ制度ですのであります。まず、保護樹林の場合ですと、保護樹林に指定する要件というものがあります。今回の場合は、全体で見れば 300 m²を超えていますが、一本一本が点在しており、あまりにも樹木がまばらなものですから、一般的な見方

として、これを樹林とは呼べないのではないかということで、今回はここを樹木という形で、幹周り 150 cm以上のものを指定しました。

制度の補助金の額ですが、保護樹木について、参考資料に記載してありますが、2番の剪定費用の補助制度(2)のところ、所有者一人当たりの年間の補助額は、上限を30万円としています。保護樹林ですと、この記載の年間の補助額になりますので、所有者の方がどういう維持管理をするかによって、メリット、デメリットというのは変わってくるかと思っています。

会 長 他にありますか。

では、続きまして、報告事項の二つ目、保護樹木の指定解除についてのご説明をお願いします。

みどり推進課長 それでは、資料5について保護樹木の指定解除の報告を申し上げます。

こちらについても、みどり事業係長から報告させていただきます。

みどり事業係長 (資料5説明)

会 長 ただいまご報告にありました保護樹木の指定解除について、何かご質問等ありますか。

E委員 まず、7番の関町南4丁目のケヤキです。これは昨年の10月に倒木していて、そのときに伐採をしているけれども、それ以降5月の間まで緑化委員会では報告がなかったということでもいいのですか。そのあとに報告があったということでしょうか。

みどり事業係長 申し訳ありません。本来ですと、伐採するときには、所有者から区に連絡が入る流れですが、残念ながら所有者からの連絡がなかったので、前回の委員会では報告ができなかったという状況です。

E委員 今回、私が緑化委員になったのは何年かぶりですが、前に緑化委員会に在籍していたときにも同じようなケー

スがあったように記憶しています。ここだと先ほどの指定を受けたところと同じ住宅の所有者になるかと思えます。マンションのような形状なので、たぶん管理組合さんか何かは実際には管理をしているのかと思えますが、自分の持っている敷地の中で、どれが保護樹木であるかという記録や、どういう管理をなさっているかによるのかと思えます。そのあたりの区の認識はどうでしょうか。

みどり推進課長 所有者の方の管理の状況の把握という趣旨でよろしいですか。

E 委員 要するに、保護樹木や保護樹林の指定を受けるということは、それなりに区の剪定などの補助が出るわけですので、それを申請なさった方は、解除も含めて、その責任、管理の必要があるかと思えます。ですので、倒木があり、それがもう保護樹木に当たらなくなれば、そのときに解除をするのが一応決まりなのかと思うのですが、そのあたりはどうなのかと、所有者の方はそういう認識でおられるかどうかを教えてください。

みどり推進課長 ありがとうございます。

ご指摘のとおり、区としても補助していますので、適正な管理を求めていかなければいけないところです。倒木等については、定期的に職員が回って把握できれば、当然、そこで指導もしていますが、なかなか全部を回り切れない部分もあります。制度としては、必ず年に1回、区の方から保護樹木、保護樹林の所有者の方に管理状況について、現況がどうなっていますかと通知を出させていただいています。本当は、先に申し出ていただかなければいけないのですが、そこで切ってしまったものがあれば、それはきちんと届け出てくださいということで、現在はやっているところです。

E 委員 そうすると、今回の場合は年に1回、区から通知を出したときに、解除があったのかなと思ったのですが、そこまででしょうか。

みどり事業係長 委員がおっしゃるように、これは樹木の新規指定と同

じ場所です。新規指定のときに見に行つて、ないことがわかつたということです。それが実際に区が把握した日にちとなります。

E 委員

この件についてはわかりました。

その後の8番、9番、10番については、保護樹林の解除と同じ敷地ということだろうと思うのですが、先ほどの資料2の赤く囲つたところが、補助樹林の指定解除のところですが、また、さらに、こことこの赤く囲つた場所以外の、たぶん、この下のあたりになるのかと思いますが、そこにある樹木という理解でよろしいですか。

みどり事業係長 委員のおっしゃるとおりです。

E 委員

確認です。ありがとうございます。

それで、保護樹林、保護樹木の管理の仕方、所有者の方の把握状況も含めて、機会を捉えて、ぜひ所有者の方にはきまりの確認をしていただければと思います。

それから、参考資料の、8月19日現在の状況の報告がありますが、これは、どのタイミングで言えばいいのか私は把握できないのですが、例えば1年前に比べ、増えているのか、減っているのか、その状況はどうでしょうか。教えてください。

みどり推進課長 申し訳ございません。今、手元に資料がありませんので、次回以降、きちんと増減の状況、例えば、前回から今回までの増減や、年に1回、1年間の増減の状況などについてご報告できるように資料を改めていきたいと思ひます。

会 長

過去数年の傾向を資料としてご提示いただけると、皆様にご理解いただけるのではないかと思います。

他に何かありますか。

B 委員

2番の遠方にいるために管理が困難というのは、甚だ残念に思ひます。これから少子化のなかで、こういうケースがたくさん出てくるかと思うのですが、こういったところを、例えば、区で管理するなど、あるいは何かし

らの団体に管理を委託するという形は今後、考えられないでしょうか。

みどり推進課長 民間の所有されている樹木について、区がそこを直接、管理するということは、今の段階では少し難しいところがあります。そこは引き続き何かいい方法がないかと考えていきたいと思いますが、今の段階ではなかなか難しいという状況にあります。

B 委員 こちらは今、借家のような形になっているのですか。

みどり推進課長 現況としては、空き家になっているということです。

B 委員 わかりました。たぶん、今の制度ではなかなか難しいと思いますが、将来的にはそういったことを管理する管理機構など、緑関係の団体ができるような制度ができてくると思います。

みどり推進課長 ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

F 委員 5番、6番の所在地のところですか。指定番号が14号、16号となっていますが、15号というのは欠番なのか、また、全然違う所在地なのでしょうか。

みどり推進課長 申し訳ないですが、手元に資料がありませんので、単に欠番になっているのか、現在地に所在しているのかを確認して、次回に報告できればと思います。

会 長 他にありますか。

A 委員 全体のことです。毎回、こういった指定解除の件をお聞きしますと、非常に心苦しいといえますか、胸が痛いと思いつつ、民地をお持ちの皆さんも非常に苦勞されているということがありますので、仕方がない面もあります。樹木の高齢化が進み、人の高齢化も進むなかで、例えば、新しく指定された樹木も、いつ何時また台風などで倒れたり、弱ってきたりということもあります。

一方で、新しく植栽をするなど、民地の緑というのは、練馬区の緑のなかでも支えられています。だからこそ、こういった保護樹木、保護樹林の制度があるのだと思います。これから新しく育てていく、育成をしていく、またそういった民地を緑化していくような町中の緑化という仕組みづくりもとても必要かと思っています。今、練馬区の中で特に力を入れている、新しく緑化をするというような、例えば、人材育成も含めて、何らかの試みがありましたら教えていただければと思います。

みどり推進課長 まず、環境部で、事業者も含めて民間の方、個人の方向けですが、生け垣化等の助成ということで、住宅の生け垣化、例えば壁面の緑化といったことについて、補助制度を設けて推進し、取り組んでいます。

こちらについては、適宜、拡充等も図っているところ です。

人材の育成については、現在、新しい仕組みづくり等を含めて、地域の方と一緒に緑を守っていく方向性を盛り上げていく取組を進めているところです。

都市計画課長 まちづくりの面からご紹介しますと、先ほど開発調整課長からもお話ししましたが、新しい開発等が起こったときに、緑化という部分については、まちづくり条例で義務づけていますので、新しい緑が生まれるように、もしくは既存の緑をそのまま維持できるように指導をしているところです。

A 委員

生け垣緑化や壁面緑化というのは、どの自治体でも進めていて補助金なども出されていると思うのですが、実際にそちらの実効力といいますか、申請をされる方が、多くなっているのか、少なくなっているのか、横ばいなのかというところはどのようにでしょうか。

みどり推進課長 緑化助成については、昨年度、震災の対応も含めて、危険なブロック塀の除却とあわせて、緑化をしませんかという取組をした関係で、昨年度については件数が増えており、今年度前半も件数が増えております。

ただ、やはり危険なブロックを除却したいという動機

からくる影響もありますので、そこはきちんと検証してみないと正確には申し上げられませんが、数だけで言えば件数としては増えている状況です。

A 委員

ありがとうございます。いろいろな制度、補助金制度などもあるとは思いますが、やはり区民一人一人がご自分の持っているお庭やベランダも含めた土地、そういうスペースを緑化していく、また身近な公園や緑地を気にかけて、そこを緑化していく、そういった緑のつながりができますと、人のつながりもできて、地域の活性やコミュニティー形成といったことにもつながっていくと思っています。

制度の充実はもちろんですが、そういう人のつながりを意識した緑化のプログラミング的なところもぜひ進めたいと思っています。例えば、世田谷区などでは隣3軒の方と一緒に、そちらは花壇ですが、申請するとアドバイザーが来ていろいろと教えてもらえます。ただ単に花苗などを配るだけではなく、緑も増え、人のつながりも増えるといった事例もあります。おそらく練馬区もみどりのまちづくりセンターがあるので、いろいろな実践をされていると思うのですが、そういったことがさらに広がっていくような仕組みを作っていただけたらと思います。

みどり推進課長 そのような方向で取組を進めているところです。ご意見を含めて、取り組んでいきたいと思っています。

D 委員

A 委員から今、お話がありましたが、こういう席で申し上げていいかわかりませんが、私たちは個人の任意の団体ですが、こういうマークをつけております。これは「紅しだれ桜を植える会」です。会員が今、300人ぐらいいます。区役所のご協力とご支援をいただいておりますが、今年の11月に武蔵大学に10本、広徳寺にも10本植えて、たぶん、3年ぐらいの間に合わせて約100本植える予定です。皆さんにお声をかけて賛同していただいて、植える場所も提供していただいているという状況ですので、参考までにご報告申し上げます。

A 委員 すばらしいご活動で、ご紹介いただきありがとうございます。おそらく区でもいろいろホームページや何かでご紹介はあるのかと思うのですが、ぜひこういった取組をどんどん作っていただけたらと思います。

300人というすごい数で、そういう方々が緑を通してつながって、コミュニティーを作っていくということ自体がまたすばらしいと思います。これからもぜひよろしくをお願いします。

D 委員 ご支援よろしくをお願いします。

会 長 今、関連することでいろいろご意見をいただいております。次第の4、その他ですが、他に何かありますか。

副会長 樹木の情報化の関連で少しお伺いします。今、オープンデータで街路樹のデータなどを整備している動きが少し進んできているかと思いますが、街路樹に関しては、まず電子化を進める必要があるのではないかと思います。そういった情報整備の状況や保護樹木、保護樹林に関して、仮にそういったもので情報公開していくとした場合に、民有地の樹木を公開することに関して、例えば、個人情報や財産の問題で支障があるのかどうか、お考えなどがありましたら、教えていただければと思います。

道路公園課長 まず、街路樹の部分については、私どもの所管になりますのでお答えします。

街路樹については、一通り状況等は確認していますが、デジタルデータという形にはまだなっていません。また、その路線ごとに、例えば、植え替えをするといった際には、樹木医診断を入れながら対応していく状況ですが、まだ具体的にデジタル化まで至っていない状況です。

みどり推進課長 電子化、タグづけ、今、GPS等の活用もできますので、既に活用が進んでいるところがあると把握しております。

民地の樹木についても、検討は必要なのですが、例えば、基本的には個人が特定されないような、ここに保護樹木の何番があってというような全体の管理のために活

用するデータであれば公開にもなじむかと思えます。けれども、直接は、きちんと検討してご回答しなければいけないものと思っております。

副会長

ありがとうございます。

たぶん、制度そのものも非常に重要ですけども、制度の効果をどう見える化するかが非常に重要かと思えます。例えば、保護樹林、保護樹木、あるいは生け垣支援というものが、どういう地域に集まりやすいのか、あるいは、そういった街路樹の管理の状況と保護樹林、保護樹木の管理の状況の関係はどうなっているのかというあたりが可視化できるようなツールというのは、たくさんそろいつつある感じがしています。そういった情報化というものをこれから検討いただければと思っております。

みどり推進課長 副会長からのご意見、ありがとうございます。

そういった方向で検討していきたいと思えます。まだ区の間組として、正式にはたぶん、今は動いていないと思えますが、これからの課題として捉えていきたいと思えます。

会 長

他にありますか。

道路公園課長

街路樹についても、これからの課題と捉えて、検討させていただきます。

A 委員

今の電子化やタグづけというのは、海外でも非常に進んでいて、メルボルンやニューヨークなどが日本で紹介されています。私どもが今、指定管理をしている公園でも、樹木のタグづけをアプリを使った形で進めています。まだ始まったばかりですが、実際、先ほどからの高齢化して危ない樹木、樹木一本一本の健康状態など、いつそれが倒れて、どういう状況であるなど、そういうデータも全部入れ込んでいけるということで、電子化というのは今後の緑地管理には非常に必要なものだと思います。先ほど課長から一部始まっているようなお話もあったのですが、実際、練馬区でもそういうタグづけというのはもう既にされているのでしょうか。

みどり推進課長 先ほど検討をしなければいけないということで、制度としては、具体的に、今、入っているものはありません。

A 委員 たぶん日本ではまだこれからだと思いますし、樹木だけではなく、例えば、公園などの施設なども全部タグづけをしていき、管理履歴なども入れていくことも考えております。試行錯誤しながら作っているのですが、ぜひ、こういう情報なども、情報共有できるところはしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

会 長 他に委員の皆様からありますか。

D 委員 区役所のどなたに質問させていただいていいのかわかりませんが、現在、夜に石神井川のほとりをジョギングしています。中央大学の跡地公園が今度、グラウンドとして整備されましたが、あの中に4本入れてもらいました。それから、練馬の駅前からずっと南町小学校、開進第二中学校、一連に植えていただいています。

その延長に、石神井川のほとりの堰婆さんのクロマツのあたりの大きいサクラの木が1本切り倒されまして、そのほか、さらに下って1本、要するに樹齢が来て危ないからということだと思いますが、切り倒されています。

そのほか、高稲荷公園の中でも2本切っております。あ後はどうするのですか。

私は、ぜひベニシダレザクラを植えていただきたいと思います。

道路公園課長 石神井川沿いのサクラやその近隣の公園などのサクラは、老朽化しまして、倒木の危険性があるということで伐採をしています。

昨今、非常に木が大きくなるなかで、密植状態になるところも一方であります。その場所に植え返すのかということも判断しながら、今後、必要な部分については、補植するかということも検討していきたいと考えています。

D 委員 前向きに検討していただけるという理解でよろしいの

でしょうか。

道路公園課長 樹種についても、地域の方々のいろいろなご意見を聞きながら、いろいろと検討していければと考えています。

会 長 他にありますか。

G 委員 追い打ちをかけるようですけれども、やはり小学校でサクラの木がかなり多く伐採されています。卒業式、入学式等にサクラがない風景というのがここ一、二年、数多くあります。

母校としては、周年を迎えた際に記念樹としてサクラを植えたのが8年前です。その小さなサクラでも、入学式の晴れ姿の子供たちが一緒に写真を撮る姿を見ると、学校にとっては、サクラだけではないですが、サクラは本当に必要なものだと思います。ですので、ぜひご検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

みどり推進課長 小中学校のサクラについては、学校施設を管理する部署と連携をしまして、今まで伐採した後の伐根、いわゆる根をとるのが50万円位とかなりの経費がかかるということもあって、なかなか進まない状況もありました。可能などころについては、なるべく学校の意見、地域のPTAの方のご意見を踏まえて、少しずつ更新、代替わりができるような方向で検討して取り組んでいきたい、連携してやっていきたいと考えています。

G 委員 確かに教育という場で、学校になりますので教育委員会の所管になるかもしれませんが、ぜひ連携をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

会 長 他にありますか。

H 委員 今日保護樹林、保護樹木の話だけで時間になってしまったので、言うべきかどうか少し迷っていましたが、今、A委員からも、活動の成果や結果、努力している様子をホームページや広報を利用して知らせてはどうかというお話がありましたので、一緒に言っておきます。私たち

のボランティアについても成果なり何なり、ぜひ広報で区内の人たちにお知らせしていただきたい。

それから、区内には、私たちの活動にかかわった人たちが延べ人数ですが、2,000名近くいるはずですが、その人たちをリスペクトするということが伝わっていないのです。前回、リスペクトについては同じ考えです、考えますという話をいただいたのですけれども、未だに伝わっていません。

今、いくつもボランティア活動をやっている人たちがいますが、その人たちは未だに疑問に思ったままです。ぜひ、広報なり、ホームページなりを通じて伝えていただきたいと思います。

みどり推進課長 今の延べ2,000人というお話は緑化協力員の方の歴代の人数かと思います。ホームページ、広報等でのPRというご意見をいただきましたので、それについては積極的にきちんと取組をさせていただきたいと思います。

また、これまでの活動に敬意を払ってというところを含め、前回のご意見をいただいた後、緑化協力員の方のそれぞれにご意見を聞きながら、また説明会等も開催しながら、活動が継続できるように各ブロックの担当が個別に取組を進めてきたところです。

概ね、それぞれのブロックでの活動等についても、今までと全く同じというわけにはいきませんが、活動は継続できるようにということで、今、進んできているところです。引き続き活動について、きちんとサポートできるような形で取組を進めていく所存です。

会 長 広報等、できることから結構ですから、ぜひ進めていただきたいと思います。

では、よろしいでしょうか。

それでは、最後に事務局からその他についてお願いします。

みどり推進課長 それでは、事務局からの連絡です。

次回の緑化委員会は10月の開催を予定しています。日程については、正副会長とご相談のうえ、詳細の日程が決まり次第、またご案内させていただきたいと思います。

場所については、この委員会室での開催を予定しています。

会 長

それでは、以上で本日の緑化委員会の案件は終了したいと思います。

これをもちまして、閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —